

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3002号)

令和5年7月6日

横情審答申第3002号
令和5年7月6日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年2月1日旭高第2168号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別添え令和2年11月発行の旭高第1566.1567.1568.1569号に対する納付書兼領収書には非開示文書に対し請求があるので内訳について開示請求する。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「別添え令和2年11月発行の旭高第1566. 1567. 1568. 1569号に対する納付書兼領収書には非開示文書に対し請求があるので内訳」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年12月14日付で行った「別添え令和2年11月発行の旭高第1566. 1567. 1568. 1569号に対する納付書兼領収書には非開示文書に対し請求があるので内訳」（以下「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第10条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は「当該開示請求に係る行政文書については、作成および取得をしていないことから、文書の保有をしていないため」というものである。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関は、開示請求に係る行政文書欄、請求外事象を表題に記載し請求文書に相違して行った非開示決定は不当。請求文書を全部開示されるよう求める。
- (2) 請求した文書を、「審査会への諮問等」の条例で規定されている1か月以内に行うを順守し、横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問されるよう求める。
- (3) 本件審査請求人への権利利益の害はなく旧条例第10条第2項とあるが適切に開示されるよう求める。

- (4) 当該開示請求にかかる行政文書については、作成及び取得をしていないことから、文書の保有をしていないため等とあるが、虚言である。条例には、根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならないとある。単に非開示とする根拠規定を示すだけで、審査請求人の非開示情報のどの部分に根拠規定が適用されているのか。審査請求人の、どの様な事実によって審査請求人の権利利益が害されるおそれがあると判断したのか。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 行政文書の写しの交付による開示の実施の事務について

横浜市では、行政文書の開示は、旧条例第16条第1項の規定に基づき、文書については閲覧又は写しの交付により行い、行政文書の写しの交付を受けるものは、旧条例第18条第2項の規定により、横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第117号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則及び横浜市住居表示に関する規則の一部を改正する規則（令和5年3月横浜市規則第32号）による改正前のもの。以下「旧施行規則」という。）で定める費用を写しの交付を受けるときまでに納付しなければならないとされている。実施機関は、開示請求者が納付書兼領収書により当該費用を納付したことを確認後に写しの交付を実施する。

- (3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、審査請求人の開示請求書及び意見書の記載から、令和2年11月発行の旭高第1566号から第1569号までの4件に対する納付書兼領収書の内訳を示す文書（以下「内訳文書」という。）であると解される。

- (4) 内訳文書の不存在

ア 内訳文書の不存在について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

開示請求文書の写しの交付実費については、旧施行規則第14条第1項、第14条の2第2項及び別表に規定され、白黒でA4サイズ片面10円であり、この旨は横浜市のホームページでも公表されている。

また、令和2年11月発行の旭高第1566号から第1569号までの4件の開示請求については1枚の納付書兼領収書を作成しており、その作成のため4件の対象文書を1枚ずつ数えて総枚数を出し、総枚数に単価を乗じた金額と郵送料を納付書兼領収書の内訳欄に記載している。

したがって、それ以上の内訳を作成する必要がなく、また、それぞれの対象文書ごとの枚数を記載した他の文書も存在しないため、「内訳文書」を保有していない。

このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

なお、当審査会において上記4件の開示文書を確認したところ、開示文書は19枚存在したので、その交付実費は190円となり、審査請求人が開示請求書に添付した納付書兼領収書の「(内訳)」部分に記載された金額と一致する。

イ よって、内訳文書は、作成されて存在しているものとは認められない。

(5) 理由付記について

ア 審査請求人は、実施機関は単に根拠規定を示すだけで、審査請求人の非開示情報のどの部分が適用されているのか等と主張しており、理由付記の不備を主張するものと考えられる。

イ 本件では、非開示決定通知書(令和2年12月14日旭高第1849号)において、非開示とする根拠規定について「旧条例第10条2項」と、非開示規定を適用する理由について「当該開示請求に係る行政文書については、作成及び取得をしていないことから、文書の保有をしていないため」と記載されており、理由付記に不備があったとまでは認められない。

しかしながら、開示請求書において「非開示文書に対し(実費の)請求があるので内訳について開示請求する」と記載があることを踏まえると、例えば、「4件の開示対象文書を1枚ずつ数えて総枚数を出し、総枚数に実費を乗じた金額と郵送料を納付書兼領収書の「(内訳)」の欄に記載しているのを改めて内訳文書を作成する必要がない」といったように、不存在の具体的な理由を記載することが期待された事案であったと考える。

(6) その他

審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年2月1日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年3月1日	・審査請求人から意見書を受理
令和3年3月18日 (第267回第三部会) 令和3年3月23日 (第347回第一部会) 令和3年3月24日 (第395回第二部会)	・諮問の報告
令和5年4月6日 (第18回第四部会)	・審議
令和5年5月11日 (第19回第四部会)	・審議
令和5年6月1日 (第20回第四部会)	・審議